

一般廃棄物搬入許可申請書

御坊広域行政事務組合 管理者 様

一般廃棄物の処理を次のとおり申請します。廃棄物の搬入にあつては、下記搬入条件を遵守します。

ボールペン等で太線内を記入してください。

		搬入日	令和	年	月	日
1	申請者 (搬入者)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地の場合は○を付けてください。			
		フリガナ				
		氏 名	事業系は事業者名及び搬入者氏名を記入してください。			
		電話番号	()			
		車両番号				
2	ごみの発生場所 (ごみの発生場所が 上記と異なる場合は 記入してください。)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地に○を付けてください。			
		フリガナ	(申請者との続柄)			
		氏 名				
※申請内容と事実が異なる場合は、今後搬入をお断りする場合があります。						
3	当日の搬入回数	<input type="checkbox"/> 1回		<input type="checkbox"/> 複数回()回		
4	ごみの内訳	該当するものに○を付けてください。(複数の場合、量が多い種類)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	プラスチックごみ	
		可燃大型ごみ	木材ごみ	不燃大型ごみ		

清掃センター 処理欄	搬入者確認方法		一般個人	事業系
	<input type="checkbox"/>	運転免許証		
	<input type="checkbox"/>	健康保険証		
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/>	公共料金の領収書		
	<input type="checkbox"/>	その他()		

ごみ処理手数料

- 1) 一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) 10kgにつき 33円(税込)
 2) 事業系 10kgにつき110円(税込)

搬入条件

- ・足元に釘等危険なものが落ちている場合があるので、**ごみの搬入に適した服装、靴等**各自の責で来場すること。
- ・ごみの荷降ろしは各自の責で行うこと。
- ・事業系(農業・漁業含む)プラスチックは産業廃棄物のため、法律に従い排出者自ら処理すること。

以下の事項を必ず守ってください。

① 受付時間

平日(月～金)	午前 8:00～11:45 午後 12:45～16:00 11:45～12:45は受付を行いません。
日曜日(月に一度)	午前 8:00～11:30 月に一度、一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る)の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

② 申請者の確認のため、身分証明書(運転免許証等)を持参して下さい。確認できない場合は、搬入をお断りします。

③ 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみの搬入はできません。

④ 清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。

処理困難物(主なもの)		
一般個人・事業系共通		事業系のみ
油(植物性以外)	焼却灰	畳(ポリスチレンフォーム使用)
網(漁網)	タイヤ	自動車部品
石膏ボード・サイディング材	断熱材	塩ビ配管
FRP製品	動物の死体	廃プラスチック類
仮設トイレ	土砂・コンクリート	発泡スチロール
家電リサイクル品(5品目)	トタン(FRP入り)	建築廃材
テレビ・洗濯機・クーラー(室内・室外機)	農ビ・マルチ(農業用)	コンパネ
冷蔵庫・衣類乾燥機	農薬(ピクリン)の缶	太陽光パネル
パソコン(PCマークあり)	バイク(排気量50cc超)	
瓦	バッテリー	
自動販売機	プロパンボンベ	